

令和5年度四日市商工会議所 展示会等出展補助要綱

(目的)

第1条

「四日市商工会議所 展示会等出展補助金」は、国内外の展示会等に出展する企業に対して補助を行い、出展、商談（オンライン開催を含む）する企業の技術力を高めるとともに販売促進を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条

1. 会費を完納している当所会員。但し、同一年度で当補助金の支給を受けた企業・組合は重複して申し込みできないこととする。
2. 補助対象に係る事業について、事業計画を作成している者。

(補助対象事業)

第3条

対象事業は、次の1～4の全てに該当するものとする。

1. 国内外で令和5年3月1日から令和6年2月末日までに開催される展示会等であること。
 2. 新規の商談や取引先の開拓のために開催され、物品の販売を行わない展示会等であること。
 3. 東海レベル以上の規模を有する展示会等であること。
 4. 当所で審査し、補助対象と認めた展示会等であること。
- 同一内容で、本制度と本制度以外の補助金事業との併用はできない。

(補助金の対象)

第4条

補助の対象となる経費は、別表に掲げるもの（但し 消費税及び地方消費税除く）とする。第6条に定める関係書類の提出までに補助事業の実施及び支払いがすべて完了したものとする。

(補助金額)

第5条

補助金の総額は予算の範囲内とする。

また、補助対象金額は、補助対象経費の1/2（千円未満切捨）以内とし、上限5万円とする。

(交付の申請)

第6条

補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、下記に定める期日までに、四日市商工会議所 展示会等出展補助金交付申請書〔様式第1号〕、事業計画書に必要書類を添えて、当所に提出しなければならない。

- ① 開催末日が、令和5年3月1日～令和5年8月31日
…令和5年8月31日
- ② 開催末日が、令和5年9月1日～令和6年2月28日
…令和6年2月28日

(交付の決定)

第7条

当所は、前条に規定する交付申請書の提出締め切り後、当該申請に係る書類の審査等により補助金の可否を決定し、四日市商工会議所 展示会等出展補助金交付決定通知〔様式第2号〕により、申請者に通知する。

(実績報告、補助金の請求)

第8条

補助対象者は、四日市商工会議所が四日市商工会議所 展示会等出展補助金交付決定通知〔様式2号〕発信日から20日以内に、同補助事業完了報告書〔様式第3号〕と同補助金請求書〔様式第4号〕に支出を証する書類の写し（請求内訳書、領収書のコピー）を添えて、当所に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付の時期)

第9条

当所は、前条に規定する完了報告書の審査等により、交付すべき補助金の額を確定し、四日市商工会議所 展示会等出展補助金確定通知書〔様式第5号〕により補助対象者に通知するとともに、指定の口座へ入金するものとする。

(交付の決定の取り消し)

第10条

1. 補助対象者が補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
2. 前項の規定は第9条の規定による補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補則)

第11条

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付事務に関し、必要な事項は当所が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

附則

1. 第5条（補助金額）、第8条（実績報告、補助金の請求）の改正規定は、平成24年3月23日から実施する。

2. 第3条（補助対象事業）、第6条（交付の申請）、の改正規定は、平成25年4月1日から実施する。

附則

1. 第3条（補助対象事業）、第6条（交付の申請）の改正規定は、平成29年3月1日から実施する。

附則

1. 第2条（補助対象者）、第3条（補助対象事業）、第4条（補助金の対象）、第6条（交付の申請）の改正規定は、平成31年3月1日から実施する。

附則

1. 第1条（目的）、第3条（補助対象事業）、第4条（補助金の対象）の改正規定は、第6条（交付の申請）、第7条（交付の決定）、第8条（実績報告、補助金の請求）、第9条（補助金の額の確定及び交付の時期）の改正規定は、令和2年10月1日から実施する。

附則

1. 第2条（補助対象者）、第6条（交付の申請）の改正規定は、令和4年3月1日から実施する。

附則

1. 第7条（交付の決定）の改正規定は、令和5年3月1日から実施する。

別表（第4条）

補助対象経費

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・国内外の展示会、見本市、（オンライン開催を含む）
会場使用料（出展料、出展小間料）、商談会参加費用、基本登録料 |
|--|

四日市商工会議所 展示会等出展補助金交付申請書

年 月 日

四日市商工会議所

申請者 所在地
名 称
代表者

印

四日市商工会議所 展示会等出展補助金交付要綱第6条の規定により、令和
年度四日市商工会議所 展示会等出展補助金の交付を受けたいので、次のとおり
関係書類を添えて申請します。

1. 出展者の概要

企業・団体名			
代表者名			
担当者名			
電 話		F A X	
業 種		主要製品等	

2. 出展する展示会等の概要

名 称	
主 催 者	
会 場	
開催期間	
出店規模	
出 展 料 (税抜)	

※展示会等の内容（出展料、出展規模）がわかる資料を添付下さい。

様

四日市商工会議所

四日市商工会議所 展示会等出展補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった四日市商工会議所 展示会等出展補助金について、下記のとおりとなりましたので、四日市商工会議所 展示会等出展補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき通知します。

1. 決定しました。

交付予定額 金 円

ただし、次の条件を付します。

- ① 要綱第8条の規定に基づき決定通知が発信日から20日以内に、同補助事業完了報告書〔様式第3号〕と同補助金請求書〔様式第4号〕及び支出を証する書類の写しを添えて提出して下さい。
- ② 事業の申請や執行等が不相当と認められるときは、要綱第10条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その返還を命じることがあります。
- ③ 要綱に基づき必要と認めたときは、関係書類の提出を求めます。

2. 否決しました。

理由

以 上

四日市商工会議所 展示会等出展補助事業完了報告書

年 月 日

(あて先)
四日市商工会議所

申請者 所在地
名 称
代表者 ㊟

令和 年 月 日付け四商発第 号で交付の決定を受けた、四日市商工会議所 展示会等出展補助金の対象事業が完了したので、四日市商工会議所 展示会等出展補助金交付要綱第8条の規定に基づき次のとおり報告します。

展示会等実施者名	
展示会等名	
事業期間	年 月 日～ 年 月 日
出展期間	年 月 日～ 年 月 日
展示会等会場	

※出展等の事実が分かる書類（写真、会場レイアウト図など）を添付して下さい。

(あて先)

四日市商工会議所

申請者 住 所

名 称

代表者

印

四日市商工会議所 展示会等出展補助金請求書

四日市商工会議所 展示会等出展補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金を請求します。

補助金額 金 円

<振り込み先>

銀行名 :

支店名 :

口座区分 :

口座番号 :

口座名義 :

(フリガナ) :

四商発第 号
年 月 日

様

四日市商工会議所

四日市商工会議所 展示会等出展補助金確定通知書

令和 年 月 日付で提出のあった四日市商工会議所 展示会等出展補助事業完了報告書について、内容等を審査した結果、次のとおり補助金の額を決定したので、四日市商工会議所 展示会等出展補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

確定額 金 円